

# イランの文化財に関する 12 Aban-Mab 1309 (1930 年 11 月 3 日) 付法律 施行規則

(閣議により 28 Aban-Mab 1311 に承認される)<sup>(1)</sup>

= 目次 =

## 第1条 文化財

### 第一章 不動産文化財

#### 第2条 国家不動産記念物目録

#### 第3条 土中の文化財

#### 第4条 省への通知

#### 第5条 目録記載手続

#### 第6条 国家記念物目録の書類

#### 第7条 所有権と用益権

#### 第8条 国家記念物の保存作業

#### 第9条 保護区域の設置

#### 第10条 禁止事項

#### 第11条 国家不動産記念物の警備

### 第二章 動産文化財

#### 第12条 特別目録

#### 第13条 選定建議書の保管

#### 第14条 文化財証明書

#### 第15条 変更・修復・修理・滅失等

#### 第16条 選定動産文化財の売買

#### 第17条 発見者の持分

### 第三章 発掘

#### 第18条 文化財の発掘権

#### 第19条 国家の発掘権の委譲

#### 第20条 国家と考古局

#### 第21条 学術発掘と商業発掘

#### 第22条 国家記念物の発掘許可

#### 第23条 発掘許可申請

#### 第24条 許可書記載事項

#### 第25条 私有地での発掘

#### 第26条 発見物

#### 第27条 発掘現場の警備

#### 第28条 許可に伴う義務

#### 第29条 毀損作業の禁止

#### 第30条 原状回復義務

#### 第31条 発見物の分割

#### 第32条 国家収蔵品の売買不能

#### 第33条 発掘作業終了時の提出書類

#### 第34条 発掘に関する著作物の提出

#### 第35条 発掘の停止又は許可取消

#### 第36条 罰金及び没収刑

#### 第37条 正当理由の欠如

### 第四章 古物の商取引

- [第38条 古物の商取引](#)
- [第39条 古物商取引の許可申請](#)
- [第40条 許可証の雛形](#)
- [第41条 商業活動](#)
- [第42条 古物商の台帳](#)
- [第43条 文化財商による文化財の輸送](#)
- [第44条 検査官による売買台帳](#)
- [第45条 無許可業者の処罰](#)
- [第46条 不法発掘者の共犯](#)
- [第47条 輸出許可の申請](#)
- [第48条 不正出処の物品](#)
- [第49条 紛争仲裁人](#)
- [第50条 政府による輸出前の買取](#)
- [第51条 無許可の輸出](#)
- [第52条 輸入証明書](#)

## 第1条【文化財】

1. Zend 期の終焉までイランの土地で暮らしていた諸族の全ての美術品は、「文化財」と呼ばれる。
2. 文化財は不動産又は動産であり、土地に定着し運びにくい場合は不動産、不動産でない場合を動産とする。
3. 古代文明の跡を保持する洞窟、岩下の隠れ家、岩壁等の自然区域は、不動産文化財として扱われる。
4. 不動産文化財とみなされる建造物又は自然区域の一部を成し、当該文化財から分離された運び易い建造物又は装飾の構成要素は、動産文化財と看做される。

## 第一章 不動産文化財

### 第2条【国家不動産記念物目録】

1. 現在知られているイラン国史に関連する全ての不動産文化財の目録は、イラン考古局によって作成される。
2. 同様の歴史的及び自然的性格を示す新たな不動産文化財は、発見される順に目録に記載される。
3. このように選定された文化財は、またそのみが「国家不動産記念物」とみなされる。

4.本目録は、「国家不動産記念物目録」と呼ばれる。

#### 第3条【土中の文化財】

いかなる時であれ、いかなる区域であれ、その土中にイランの歴史に関連する文化財があるという確信が得られる場合には、目録に記載することができる。

#### 第4条【省への通知】

1.「国家記念物」として選定し得る不動産文化財を有する者及び文化財と思われる物の存在を知っている者は、教育省の最も近い代表者を介して又は財務省の職員を介して、直ちに考古局に通知しなければならない。

2.考古局は、通知された文化財を調査後、然るべき場合には、国家記念物目録への記載を建議する。

#### 第5条【目録記載手続】

不動産文化財又は不動産文化財の包蔵地の目録への記載は、考古局長によって教育大臣に建議され、教育大臣は選定の是非を決定し、必要な場合には大臣命令によってこれを命じる。但し、当該文化財又は区域の所有者に公式通知が行われ所有者が異議を申し立てた場合、その理由を調査した後初めて選定は最終的なものになり、その効果は法的に適用される。所有者は異議申立ての為に一ヶ月を与えられる。

#### 第6条【国家記念物目録の書類】

1.考古局の国家記念物目録作成担当者は、不動産文化財が選定され次第、一点ずつ現地で得た情報を全て含む書類を作成しなければならない。

2.同書類は、下記を含め選定建議書を作成する為に必要な全ての情報を含まなければならない。

イ.当該不動産文化財の国内で知られている名称

ロ.正式名称

ハ.地理的位置

ニ.創設者の氏名

ホ.建設年代

ヘ.簡単な名称

ト.写真

チ.法的地位の説明

リ.選定の正当性を証明することができる上記項目以外に関係する全ての細目

3.この記録に下記を含めることは望ましい。

イ.遺跡の構造及び装飾の平面図、断面図、配置図及び詳細図を後に作成できるようにする模写

ロ.碑文の模写、写真及び可能ならば拓本

ハ.その地方で言い伝えられている不動産文化財に関する伝説

ニ.作業期限前に修復する場合、修復者の氏名、修復部分の表示及びその裏付けとしての描画及び写真

ホ.大したことが無いと考えられる細目も、伝説的と思われる情報も、無視すべきではないことを忘れず、集録し得た全記録

4.不動産文化財が「国家記念物」として最終的に選定された場合には、選定建議書の作成に使用された書類は、選定を命じる大臣命令の本文を添付して、「国家記念物文書館」に収められる。

5.選定後には、文化財の譲渡、並びにそれに関して文化財課によって講じられた保存措置及び行われた修理は、書類に添付される明細書の対象になる。

#### 第7条【所有権と用益権】

1.選定不動産文化財の所有権又は用益権を有する個人は、その所有権及び用益権を保持する。但し、国家が当該文化財の保護の為に必要と看做す措置に異議を申し立てることはできない。

2.当該措置が費用を伴う場合、それを所有者に請求することはできず、その所有権は決して弱められない。

#### 第8条【国家記念物の保存作業】

1.考古局は、国家によって命じられた国家記念物の保存(preservation)に必要な作業を行わせる責任を負う。国家記念物として選定された建造物の用益権又は所有権を有する個人が、当該建造物を自らの費用で修復又は修理するか、又はそれに何らかの変更を加えることを希望する場合、行うことを希望する作業の詳細計画書を予め教育省に提出し、作業を行う為の許可を得なければならない。

2.教育省は、予定された作業が建造物の耐久性又は外観を脅かすと判断した場合、申請された許可を拒否することができる。教育省は、当該作業を教育省が適切と判断する形で行うよう要求することができ、特に元の材料の再利用又は当該建造物の建設者が用いたものに類似した技術若しくは材料の使用を義務づけることができる。

3.当該作業は、その詳細を教育省の許可書によって明示され、考古局の管理下で行われる。

4.作業が途中で断念される場合、考古局は、不履行所有者の費用で作業を続行する責任を負う。

5.作業が教育省の許可書によって定められた計画書に従って行われず、国家記念物に毀損が生じた場合、国家はその解体及び正確な再建を本法に定められた刑罰を妨げずに要求することができる。又は教育省が適切と判断する場合、国家は所有者の費用で自ら解体、再建することができる。

#### 第9条【保護区域の設置】

1.特にイランの歴史にとって意味のある国家記念物及び現場区域の保護の為、保護区域を設けることができ、建造物の建設、植樹、掘削及び墓地の設置は禁止される。

2.教育大臣は、個別に保護区域の設置条件を決定し、利害関係者に支払われる補償額を定める。

#### 第10条【禁止事項】

1.(1) 国家記念物を滅失又は破損する、塗料又は顔料を塗る、絵又は字を刻むこと  
(2) 国家記念物の近辺でその耐久性を危険に曝し得るか又はその外観を変える可能性のある作業を行うこと  
(3) 国家の許可なしに、国家記念物に記載されている建造物の構成要素又は材料を横領又は売買すること

2.国家記念物に選定された個人の所有である建造物の修理及び修復は、国家の許可を得て国家の管理下でのみ行うことができ、これに違反すれば下記の制裁を科される。

3.その罪を犯した者は全て召喚され、50乃至1,000トーマンの罰金を科される。更に罪を犯した者は、当該行為によって国家文化財に生じた損害の総額を請求される場合がある。

#### 第11条【国家不動産記念物の警備】

1.都市圏から離れている国家不動産記念物の警備は、常時監視責任を負う特別詰所によって確保される。

2.都市圏内又は都市圏近郊にあり、自ら警備できない国家不動産記念物の場合、市町村当局に対し適切と思われる手段によって、但し市町村長の全責任下で、警備を確保するよう義務づければ十分である。教育省は各々の場合、いかなる警備システムを適用すべきか、つまり特別詰所か遺跡の専属要員による監視又は市町村による監視を決定しなければならない。

3.考古局は講じた措置の有効性を確認する。

## 第12条【特別目録】

1.個人が所有する国史にとって意味の有るイランに在る動産記念物は、本法第3条の規定を条件として特別目録に記載される。特別目録は「国家動産記念物目録」と呼ばれる。動産文化財は、いつでも当該目録に記載される。

2.記載の効果は、所有者が変更しても、当該文化財に付随する。

## 第13条【選定建議書の保管】

動産文化財が「国家記念物」として最終的に選定された場合、選定建議書の作成に使用された書類は、選定を命じる大臣命令の本文を添付して「国家記念物文書館」に収められる。その後の全ての譲渡及び一般的に選定された国家記念物に関連する全行為は、それに応じてその書類に加えられる明細書の対象になる。

## 第14条【文化財証明書】

1.考古局は、一又は数枚の写真を含み可能な限り出処地及び発見状態を記載した目録に記載された各文化財を説明する証明書を二部作成する。

2.二部の当該証明書のうち一部は国家記念物文書館に保存され、もう一部は当該記念物の所有者に無料で渡される。一部はその全ての譲渡の過程で当該記念物に付随する。

## 第15条【変更・修復・修理・滅失等】

1.目録に記載された動産文化財は、文部省の許可を得、考古学局の管理下でのみ変更、修復又は修理することができる。

2.国家動産記念物の滅失及び本法の規定に対する全ての違反は、生じた損害に比例する罰金を科される。

## 第16条【選定動産文化財の売買】

1.選定動産文化財の所有者がその売買を希望する場合、書留書簡によって文部省に通知しなければならない。売買は、当該書簡の受領から十日後までこれを行うことができない。

2.政府は、この十日間以内に国家所蔵品の為に当該物品を買う意向を所有者に知らせた場合は、同じ条件の他の買主に対する先買権を有する。政府は、規定期間内に当該物品を買う意向を表明しなかった場合、先買権を放棄したとみなされる。

3.国家が買主である場合を除き、いかなる場合も、また動産文化財がいかなる形で譲渡されたとしても、当該物品の前所有者は譲渡後十日以内に新所有者の氏名及び住所を教育省に通知しなければならない。

4.教育省に知らせずに国家動産記念物を売る者は、当該物品の売価に等しい罰金の支払いを宣告される。更に政府は、買主が支払った総額を買主に償還することによって当該物品を占有することができる。更に買主は、国家記念物目録への当該文化財の記載を知っていたことが立証された場合、売主の共犯者とみなされ、売主と同額の罰金を科される。但し、買主自身が政府に通知していた場合この限りではない。

#### 第17条【発見者の持分】

考古局による当該物品の調査後、当該物件の半分、又は鑑定によって見積られたその商業的価値の半分は、発見者に返却される。

### 第三章 発掘

#### 第18条【文化財の発掘権】

文化財を発見する為に発掘する権利は国家のみに帰属する。

#### 第19条【国家の発掘権の委譲】

国家は、自らその権利を行使し考古局に発掘を行わせるか或いは特別許可によって個人又は学術機関に当該権利を一時的に委譲することができる。

#### 第20条【国家と考古局】

国家は、史跡の存在、性質及び年代の証拠を探ることが有益と思われるいかなる場所でも、考古局に調査を行わせる権利を有する。

#### 第21条【学術発掘と商業発掘】

1.発掘は、イランの古代文明及び他の文明との関係についての研究を可能にする文化財資料の発見を目的とする場合、「学術発掘」と呼ばれる。

2.発掘は、商業活動の対象となる文化財の発見を目的とする場合、「商業発掘」と呼ばれる。

#### 第22条【国家記念物の発掘許可】

1.国家記念物目録に記載された区域で発掘する為の許可は、学術機関に対してのみ、また閣議によってのみ与えられる。国家記念物目録に記載されていない区域で発掘する為の許可は、教育省によって与えられる。

2.商業発掘は、国家記念物目録に記載された文化財又は記念物において行うことはできない。

### 第23条【発掘許可申請】

1.発掘許可申請は教育省に対して行われる。

2.申請書は以下のものを含まなければならない。

(1) 申請者の氏名、身分、住所及び国籍。申請者が学術機関である場合、イラン政府に対するその正式代表者と発掘の実行に責任を負う学者の氏名、身分、住所及び国籍

(2) 発掘が予定されている区域の名称、所在地及び境界の正確な表示及びその裏付けとしての図面又は描画

(3) 発掘の目的及び作業計画の簡単な説明

### 第24条【許可書記載事項】

1.許可は、一つ或いは複数の区域に関して、また一年或いは複数年に関して与えられる。

2.許可書は、その有効期間、発掘できる場所及び使用を許可された土地の境界を示す。許可書は、教育省が発掘者に課すことが有益と判断する技術的条件を含む。

### 第25条【私有地での発掘】

私有地での発掘は、発掘者が政府の許可に加え、その土地の所有者の許可を得ている場合のみ、行うことができる。但し、国家遺跡記念物に記載されている土地、又は予備調査後に目録に記載されるべきであることが明らかになった区域の所有者は、許可を拒否することはできない。但し、所有者は、自らの所有権に生じた損害に基づいて計算した補償、つまり発掘による損失の二倍と土地の原状回復に必要な費用を要求することができる。

### 第26条【発見物】

1.考古局長及び考古局長によって指名された全ての者は、発掘現場をいつでも訪れることができる。発見物は、常に考古局長に提示されなければならない。

2.発掘者は更に考古局の代表者の現場訪問も認めなければならない。

### 第27条【発掘現場の警備】

発掘者は自ら現場の警備を確保する。

### 第28条【許可に伴う義務】

全ての許可は、使用を許可された各々の区域で年間六十日以下作業する義務を伴う。但し、発掘がそれより短い期間内に終了する場合はこの限りではない。

### 第29条【毀損作業の禁止】

発掘者は、発見された文化財に関してそれを毀損し得る作業に従事することを禁止される。

### 第30条【原状回復義務】

1. 発掘許可の取得者は、政府によって移動又は一時的な取外しを許可されたものが不動産文化財であることが分かった時点で作業を中止し原状回復義務を負う。

2. 発掘許可取得者は、各作業終了時に孤立した調査用立坑をふさぎ、通行者に心理的衝撃を与え得る骨又は同種の残骸を埋めなければならない。

### 第31条【発見物の分割】

1. 同じ区域、同じ発掘期間中に合法的な学術発掘又は商業発掘中に発見された文化財は、国家と発掘者の間で次のように分割される。国家はまず最初に国家の所有となる最大限十個の文化財を選択することができ、残りを発掘者と半分ずつ分け合う。不動産文化財は分割から除外される。国家はこれを占有することができる。

2. 発見された物品が十個を上回らず、国家はその権利を有する為、その全てを保持する場合、発掘者が負担した費用を発掘者に償還する。

3. 発掘者は、所有者への補償金の支払い後に初めて自らが発見した文化財の自らの持分を運び去ることを許される。

注：発掘季間とは一年を越えない作業期間を意味する。

### 第32条【国家収蔵品の売買不能】

1. 学術的発掘中に発見された資料的性格を有する文化財、及び国家に帰属するこの種の文化財は、正当な権利として国家所蔵品に属し売買することはできない。

2. 国家は、国家所蔵品にとって意味のある文化財を取得後、商業発掘からの国家に帰属する文化財を然るべく処分する。

### 第33条【発掘作業終了時の提出書類】

各学術発掘作業の終了時に発掘者は考古局に以下の書類を提出する。

- (1) 建造物と主な発見物の位置を示す、凡例を付けた発掘現場の平面図
- (2) 自らの持分になる物品を含め、発見された全ての建造物及び発見物の目録
- (3) 平面図及び文化財目録への参照を含め、作業経過及び得られた主な結果の表示を含む簡単な報告書

### 第34条【発掘に関する著作物の提出】

発掘者と発掘者によって代表される学術機関は、発掘中に発見された事実及び発見物に関して発表した著作、雑誌記事、写真集又はスケッチを各々二部考古学局に提出する。

### 第35条【発掘の停止又は許可取消】

1. これまでの条文の一つの規定に違反する場合、発掘作業は違反状態が終了するまで教育省の決定によって停止される。

2. 重大な違反の場合には、発掘許可が取り消されることもある。

### 第36条【罰金及び没収刑】

1. 法律第10条又は本命令第17条に違反する者、正式な許可なしに発掘を行う者、又は文化財を密輸品として輸出する者は、20乃至2,000トーマンの罰金を科される。

2. 発見物は、国家の為に差し押さえられ没収される。

### 第37条【正当理由の欠如】

発掘作業を進めた者にその土地が文化財を含むと信ずべき正当な理由がなかった場合、調査、発掘及び除土は文化財や研究を目的とした発掘とはみなされない。その継承人は前条に規定された刑罰を科されない。

## 第四章 古物の商取引

### 第38条【古物の商取引】

1. 古物の商取引を職業とすることを希望する者は、許可書を備えていなければならない、その付与又は拒否の権限は教育省に属する。

2. 古物の商取引を行う為の許可は厳密に対人的なものである。

### 第39条【古物商取引の許可申請】

1. 許可申請は教育省に対して行われる。

2. 申請書は、以下を含まなければならない。

(1) 申請者の氏名、住所及び国籍

(2) 申請者が商取引を行うことを希望する店舗の表示

#### 第40条【許可証の雛形】

古物の商取引を行う為の許可書は、本命令の末尾に示されている雛形に一致しなければならない。但し、教育省は古物の商取引において最善の管理に役立つと判断する場合、いつでも本文を修正する権利を有する。

#### 第41条【商業活動】

商業活動の対象になり得るのは以下の通りである。

(1) その市場参入が教育省によって許可された場合には、国家不動産記念物に属するか又は属していた材料

(2) 古物の保存に関する法律の公布時に商取引されている合法的な来歴の古物

(3) 法律第 10 条及び本命令第 17 条に基づいて発見者の所有物となる、偶然に発見された文化財

(4) 国家によって行われた発掘中に発見された文化財のうち国家所蔵品の拡充に役立たないと判断され、国家によって商取引に付された物

(5) 商業発掘中に発見された文化財のうち発見者に属する分

(6) 商業発掘からの文化財のうち国家に属し、国家によって商取引に付される物

(7) 法律第 16 条と本命令第 36 条、第 48 条及び第 50 条に基づいて国家の為に差し押さえられ没収された文化財のうち国家によって商取引に付された物。

#### 第42条【古物商の台帳】

1.全ての古物商は、考古局によって承認された種類の台帳を所有しなければならない、そこに日付、注文番号順に、売価が 20 トーマーンを上回る売買した古物の出入を記入する。

2.当該文化財の確認を可能にする寸法、材料及び色彩の全て、及び合法的に商業活動の対象になり得ることを論証し得る表示はこの台帳に記載されなければならない。

3.使用前に台帳は、考古局の検査官によって頁毎に署名されなければならない。

#### 第43条【文化財商による文化財の輸送】

文化財商が複数の場所で商売をする場合、一つの場所から別の場所への文化財の輸送は売買の場合と同様、両店舗の台帳に記入しなくてはならない。

#### 第44条【検査官による売買台帳】

1.考古局の検査官は、警官を伴って又は伴わずに文化財商の売買台帳を点検し、規則に従った帳簿記入を管理し、在庫を確認する為、文化財の商取引に用いられている店舗のあらゆる部分にいつでも立ち入ることができる。

2.古物商は検査の円滑を図り、自らの商取引に関して要求された説明を行わなければならない。

3.各検査の終了時に、考古局の検査官はその店舗の台帳に証印を押す。

#### 第45条【無許可営業者の処罰】

正式の許可なく文化財商を営み本章の規定に違反する者は、管轄裁判所によって処罰される。

#### 第46条【不法発掘者の共犯】

不法な発掘作業中に発掘された文化財の売買活動を何らかの資格で仲介する仲買人又は商人は発掘者の共犯とみなされ、発掘者と同じ刑罰を科される。

#### 第47条【輸出許可の申請】

1.文化財の輸出を希望する全ての者は、教育省の許可を申請しなければならない。

2.申請書は、文化財の数、その性質、出処及び商業的価値を示す一覧表を添え、発送準備の整った文化財を収納する容器又は包装と共に考古局の検査に提出される。

3.検査において不正な又は疑わしい出処の文化財がないことが分かり、申告された商業的価値が政府の鑑定人によって正確と認められる場合、容器及び包装は封印され、文化財価額の5%の輸出税の支払いと引換えに輸出許可が与えられる。

4.この輸出税は、税関事務所によって徴収される関税とは別である。

#### 第48条【不正出処の物品】

1.考古局の検査によって不正な出処の物品があることが明らかになった場合、当該物品は国家の為に差し押さえられ没収される。その所有者又は輸出者は、文化財の保存に関する法律に基づいて訴追され得る。

2.疑わしい出処の文化財は、それに関して満足できる説明が与えられるまで留置される。

#### 第49条【紛争仲裁人】

輸出しようとしている文化財に関して、輸出者と政府鑑定人の意見が一致しない場合、この紛争は輸出者と考古局長の両方によって指名される仲裁人の裁定に委ねられる。

#### 第50条【政府による輸出前の買取】

1.政府は国家所蔵品の発展にとって有益と判断する場合、輸出許可が申請された国家記念物目録に記載されている全文化財を所有者によって申告された価格で買うことができる。

2.所有者が国家に売ることを拒否する場合、輸出許可は与えられない。

#### 第51条【無許可の輸出】

正式な許可なしにイランからの輸出を試みられる全ての文化財は、国家の為に差し押さえられ没収される。

#### 第52条【輸入証明書】

イランに返還されるイランの文化財は、考古学局に提出される。その保有者は輸入証明書を受け取る。輸入証明書は再輸出の場合に提示されなければならない。

- - - - -

#### 脚注

(1) イラン当局により提出された本文を仮訳

#### 註

各条文見出しは、当センターによる。

(付属書)

## 文化財取引許可書

\_\_\_\_\_は、以下の条件に従いイラン国内で文化財を取り引きする許可を与えられている。

1. 本許可書は、\_\_\_\_\_から\_\_\_\_\_年間有効である。
  2. 文化財取引許可書の所持者は、店舗の入口に次の表示を明瞭に書かせなければならない。
- 《文化財取引許可所有》
3. 当該所持者は、考古学局によって承認された種類の台帳を日付毎に仕分けして維持しなければならない。
  4. 本許可書によって認められた異物の取引を行う権利は、12 Aban Mah 1309 の「文化財の保存に関する法律」の諸条件に従わなければならない。
  5. 本許可書のいかなる規定も、文化財の輸出を許可するものではない。